ＯＰＣＷ国際検査対応マニュアル

有機化学物質（DOC/PSF）製造事業所用

２０２３年版

令和５年１１月改定

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

**Ⅰ．はじめに**

　１．１化学兵器禁止条約

化学兵器の廃絶を目的とする「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」（化学兵器禁止条約）は、１９９７年４月２９日に発効しました。

化学兵器禁止条約では、化学兵器への転用の可能性が高い物質を「表１剤（サリン、ＶＸなど）」に指定し、その製造、保有数量等について厳格な管理を行うことを義務付けています。また、関連のある物質の汎用性や兵器への転用のリスクに応じて「表２剤（ＰＦＩＢやチオジグリコールなど）」及び「表３剤（ホスゲンやトリエタノールアミンなど）」に指定し、一定数量・濃度超える製造等・使用を行う事業所がその予定数量と実績数量を国際機関（化学兵器禁止機関。以下「ＯＰＣＷ」という。）に申告し、国際機関の検査を受けること（ただし、申告した事業所のうち一定数量・濃度を超える取扱を行う事業所が対象）を規定しています。

さらに、「識別可能な有機化学物質（Discrete Organic Chemicals（ＤＯＣ））」を、一定数量を超えて製造する事業所についても、その製造実績数量等をＯＰＣＷへ申告し、ＯＰＣＷの検査を受けることを規定しています。

１．２ 化学兵器禁止法

我が国においては、化学兵器禁止条約に定められた締約国の義務を適確に履行するため、平成７年３月３０日に「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律」（略称「化学兵器禁止法」）が成立し、同年４月５日に公布されました。化学兵器禁止法では、化学兵器の製造等の禁止、特定物質（条約上の表１剤）についての規制とともに、指定物質（条約上の表２剤、表３剤）、有機化学物質（条約上のＤＯＣ）、特定有機化学物質（前述の有機化学物質のうち、りん（Ｐ）、硫黄（Ｓ）又はふっ素（Ｆ）を含むもの）に関する届出について規定されています。さらに、届出を行った事業所に対する国際機関による検査の受入れ義務についても規定されています。

なお、規制の対象となる「特定物質」、「指定物質」、「有機化学物質」及び「特定有機化学物質」は、化学兵器禁止法施行令によって定められています。

（１） 届出・申告

届出は、指定物質については製造等・使用に係る翌年の予定数量及び前年の実績数量を、指定物質の輸出入及び有機化学物質／特定有機化学物質の製造については前年の実績数量を届け出ることとなっています。これらの届出は各経済産業局を経由して受理され（指定物質の輸出入は直接本省に届出）、本省において取りまとめられた後、外務省を経由してＯＰＣＷに申告されています。

（２）国際検査

指定物質の製造等・使用、有機化学物質又は特定有機化学物質の製造に係る届出（ＯＰＣＷへの申告）を行った事業所は、化学兵器禁止法第３０条の規定に基づき、経済産業省職員の立会いの下でＯＰＣＷの検査官による検査を受け入れる義務が課せられています。なお、指定物質の輸出入については検査対象外です。

１．３ 本資料の目的

化学兵器禁止条約においては、一定の化学物質を取り扱う産業等の施設に対して、申告内容が正しいこと、表１剤が存在しないこと等を確認するための検証制度があり、本法に定める第一種指定物質、第二種指定物質、有機化学物質・特定有機化学物質を規定の数量や濃度を超えて取り扱っている事業所は、その検証制度に基づいて、ＯＰＣＷによる国際検査が行われる可能性があります。

本資料は、上記化学物質のうち、有機化学物質及び特定有機化学物質に関する国際検査を円滑に進めるための資料となります。国際検査においては、検査前概要説明（ＰＩＢ：Pre-inspection Briefing）資料作成をはじめ、準備を適切に行うことが不可欠です。本資料を参考にしていただき、準備を行っていただくようお願いいたします。また、通告の後には、経済産業省及びＮＩＴＥにより事前調査を行い、国際検査に向けた受入準備の支援を行います。

我が国は、過去３５０回を超える国際検査を受けており、いずれも特段大きな問題を指摘されることなく終了していますが、万が一、在庫・生産管理が不適切であったり、検査官の質問に的確に答えられなかったりなど、検査結果が不十分なものになった場合、我が国が国際的な批判を受けることにつながる恐れがありますので、国際検査への御協力をお願いいたします。

なお、実際に国際検査の実施通告があった場合には、再度この手引をご活用いただきながら早急に準備を進めていただく必要がございますので、手引はいつでもすぐにご確認いただけるようにしていただくとともに、担当者が変更となる場合は、担当者間で十分な引継ぎを行っていただくなど、いつ通告があっても対応できるようにご準備をお願いいたします。

**Ⅱ．国際検査の概要**

１．国際検査の目的

「化学兵器禁止法」に定める一定の有機化学物質（ＤＯＣ；Discrete Organic Chemicals）又は特定有機化学物質（ＰＳＦ；Phosphorus, Sulfur, Fluorine）の製造事業所に対する国際検査は、条約に基づいて、

* 1. 申告情報（既に届出いただいた書類のうち英文様式の記載内容）が正しいこと
	2. 化学兵器禁止法の「特定物質」（＝条約の「Schedule 1 Chemicals」（サリン等の強力な毒性物質））の存在がないこと、特にその生産がないこと

を確認するために行われるもので、事業所の安全確保や環境保全状況を確認するためのものではありません。また、検査は企業単位ではなく事業所単位で行われます。

なお、検査に要する実費（国際電話料金、食事代等）は、基本的に検査団又は立会団（後述）が負担します。

２．国際検査の期間

　　有機化学物質又は特定有機化学物質の製造事業所に対する国際検査は、通常、２日間程度実施され、その実施通告は、通例、前週の月曜日にＯＰＣＷから経済産業省に対して行われます。検査の実施までに、ＰＩＢ資料作成等、事業所の検査対応状況を確認する事前調査を行います。想定される検査の期間は、経済産業省の担当者からご連絡します。

なお、災害等の特殊事情が無い限り、ＯＰＣＷから通告された検査期間を変更することはできませんのでご了解ください。

３．検査団と立会団

1. 検査団：（ＩＴ：Inspection Team）

　 ＯＰＣＷ本部のあるオランダのハーグから派遣される検査官の人数は、通常２名から４名程度です。国籍は様々ですが、検査中は、全員、英語を使用します。また、通訳が２名同行します。

1. 立会団：（ＥＴ：Escort Team）

　 国際検査が円滑に実施されるよう、経済産業省及び（独）製品評価技術基盤機構（ＮＩＴＥ；ナイト）の職員数名が、立会団を構成します。

４．検査の大まかな流れ

【検査初日】

1. 装備品のセットアップ

検査団・立会団は、朝９時頃事業所にタクシー等で到着後、着替えや装備品　（パソコン、持ち運び式プリンター等）のセットアップを概ね３０分程度で行います。

1. 概要説明

検査開始までの間に事業所に作成していただいたＰＩＢ資料に基づき、概ね１時間程度で、事業所の概要をご説明頂きます。資料は英語でご準備いただきますが、当日の説明は、通訳が同行し、立会団及び事業所のご関係の皆様もご説明を正しく理解できるよう、日本語でお願いいたします。以後の検査における説明や質問への回答も、日本語でお願いいたします。

1. サイトツアー

本格的な調査の前に、事業所内の生産施設、倉庫、排ガス･排水処理施設、ユーティリティ設備、研究開発施設等を実地案内していただきます。これらの施設を効率的に過不足なく視察できるような事業所内のルート設定をお願いします。

1. 施設検査／記録検査

検査団は、順次、施設検査と記録検査を実施します。二手に分かれ、同時並行で行う場合もあります。

施設検査では、プラント／建物の名称や構造、反応器の容量・材質、合成反応の種類、建物の換気状況、検知器の有無等が質問されます。

他方、記録検査では、申告された会社名・事業所名や住所などの他、ＤＯＣの生産レンジやプラント数などを、製造量集計システムデータ等の根拠資料から確認します。

1. 退出

夕方、初日の検査終了後、検査団・立会団は退出します。検査が順調であれば、事業所の通常の業務時間を超えて行われることはありません。

【検査２日目】

1. （進捗状況に応じて）施設検査及び記録検査の続きが行われます。
2. 暫定報告書（案）の提示

施設検査及び記録検査終了後、検査団が検査結果の暫定報告書（案）を作成し、立会団・事業所に提示します。

1. 暫定報告書（案）の調整・確定

日本側で、提示された報告書（案）を確認し、検査団の認識や記述に誤りがあれば修正を求めるなど、調整を行います。調整が済めば暫定報告書が作成され、検査団長と立会団長が署名することでセットされます。

なお、検査団の帰国後、暫定報告書の内容に基づいた最終報告書が送付されます。最終報告書が正しいか（暫定報告書から大きな変更点はないか）改めて確認していただき、事実関係が異なるなど記載に疑義がある場合にはコメントを提出することができます。

暫定報告書及び最終報告書は対外公表されるものではありません。また、検査が行われたこと自体もＯＰＣＷ、経済産業省、ＮＩＴＥ以外の組織団体に知られることはありません（なお、事業所のご判断で自主的に事実公表されることを妨げるものではありません）。

1. 検査終了

すべての検査が終了し、検査団・立会団は退出します。

**Ⅲ．検査までに準備すべきこと**

検査までの時間は限られますので、検査がスムーズに進行するよう、次の資料の作成等を至急行って下さい。なお、準備が十分であるかどうか、経済産業省の職員が、可能な限り事前に事業所を訪問して、準備のお手伝いをさせていただきます。

**１．資料の準備**

1. 検査前概要説明（ＰＩＢ）資料

　　　別添１のひな形に沿ってＰＩＢ資料を作成して下さい（既存資料の流用も可能ですが、その場合別添１及び別添２の内容を勘案して修正して下さい。）。過去に国際検査を受けたことがある事業所は、当時の資料を適宜修正して下さい。

1. 施設検査時の説明資料

施設検査では、プラント／建物の名称（略称・正式名称）や構造、反応器の容量・材質や合成反応の種類、建物の換気状況、検知器の有無などが確認されます。また、関連施設につきましても確認されますので、ＰＩＢ資料 Appendix B、Appendix Cを参考に、対象プラント及び関連施設説明資料を作成して下さい。

1. 記録検査時の説明資料

・検査では、事業所から申告されている事業所名・住所が正しいことを説明するため、ＩＳＯ認証書や公的文書を確認しますので、事前に資料を準備して下さい。

・申告されたＤＯＣの生産レンジ、プラント数及び製品分類コードの確認を行います。ＤＯＣの生産レンジについては、事業所の製造量集計手順や使用システム等についてご説明頂いた後、月ごとの製造量を確認されますので、ＰＩＢ資料 ８．の年次サマリー、Appendix Dの月次サマリーを作成し、ご準備下さい。

・事業所に特定物質や未申告の第一種指定物質・第二種指定物質がないことを検証するために、事業所で取扱う全ての化学物質（製品・原料・試薬）を確認します。

・Appendix Eを参考に取扱い化学物質の資料を準備して下さい。（CASRNは必要です。物質名はできるだけ英語で記載して下さい。）既に取扱い化学物質に関するデータベースがあれば改めて資料を作成する必要はありません。

・第一種指定物質、第二種指定物質がある場合は目的、用途（添加剤・溶剤等）、製造の有無、取扱量について説明できるようにして下さい。

※ 検査団は、事業所の申告内容が正しいと判断するに至った根拠資料（生産月報や生産日報、バッチ記録、製造量集計システムなど）の英語名称を必ず聞いてきますので、あらかじめご検討ください。

1. 健康と安全に関する規則

別添１ＰＩＢ資料ひな形（案）の「７．Health and Safety Regulations」の記載内容に修正の必要があるか確認して下さい。

1. 通訳者秘密保持誓約書

通訳者秘密保持誓約書が必要な場合、ひな形（別添３）を使用するか否かを確認して下さい。通訳者秘密保持誓約書は、事業所と、検査団が雇用する国内の通訳会社との間で結ぶものですが、立会団がその仲介をさせていただきます。なお、経済産業省職員及びＮＩＴＥ職員は、国家公務員法上の守秘義務が課せられています。

**２．部屋の確保**

1. 会議室（検査会場）

ＰＩＢ資料の説明や記録検査を行う会場として、検査団、立会団、通訳、事業所の方々合計最大２０名程度が着席できる会議室を確保して下さい。

（日本側の立会団・通訳７名程度の作業室・控室として、検査会場を使用させて頂きます。）

1. 検査団作業室

検査団２名から４名程度の作業室・控室として施錠可能な部屋を確保して下さい。

**３．チェックリストの活用**

国際検査の受入れ準備が進んでいるかは、別添４のチェックリストを活用して確認して下さい。

**Ⅳ．経済産業省の職員による事前確認**

　国際検査の実施までに、可能な限り、経済産業省の職員が事前に事業所を訪問して、受入れ準備の補助をさせていただきます。わからないことはその際に直接お尋ねいただいてもかまいませんが、時間が限られますので、職員の訪問前にも、このマニュアルを活用してできるだけの準備を進めて下さい。

**Ⅴ．検査を受ける心構え**

国際検査を受ける事業所及び我が国にとって最も大切なことは、化学物質の生産が申告どおり行われており、特定物質の存在及びその製造の恐れがないことを検査団に検証してもらい、そうした報告書が作成されることです。

　例えば、申告と今回検査される実際の生産等との間に軽微な違いがあっても修正すればよく問題はありませんが、検査において、万が一、

・申告どおりか検査しようにも、記録が不十分で確認しようがない

・化学物質の管理がずさんである

・検査団の質問に対して、回答を拒む正当な理由がないのに回答しない

・基本的な質問に的確に答えられない

といったことが続くと、化学物質の管理が不十分である、検査に非協力的であるといった日本側にとって不利な報告書が作成され、ひいては、我が国や事業所の信用問題になりかねません。幸い、我が国では過去の検査でこうした問題は生じていませんが、誠実に、かつ、自信を持って検査に望むようお願いします。

**Ⅵ．通訳に関する留意事項**

国際検査は英語で行われますが、邦人通訳が同行しますので、説明や質問への回答は、すべて日本語でお願いします。

　質問への回答は、あわてず、簡潔にお願いします。もしその場ではわからない質問があった場合には、あいまいな回答をせず、事実関係を確認してから回答をする旨通訳に伝えてください。また、もし通訳の発言の意味がよくわからない場合には、必ず聞き直して下さい。

検査官・通訳とも化学産業への知識は豊富ですが、通訳を介在させると、どうしても発言のニュアンスが伝わらないことがあり、誤解が生じることがあります。そうしたことを念頭に置いて発言しようと努めることが、円滑な検査につながります。

**Ⅶ．検査に要する費用**

国際電話・ＦＡＸの料金（オランダまで6秒当たり16円）、昼食代等は、検査団・立会団が実費をお支払いします。

国内電話・ＦＡＸの料金、パソコン等の電力料金、コピーの紙代及び使用料金、記録検査のためのプリントアウト費用等は事業所においてご負担いただきますようお願いします。

**Ⅷ．検査のポイント**

検査中は、検査官が様々な質問をしてきます。細かな数字などは、その場ですぐに回答できなくても問題ありませんが、基本的な質問への回答が不十分だと、管理体制に疑問を抱かれるなどのおそれがありますので、あらかじめ、それぞれの場面を想定し、質問を予想して、的確に回答できるよう準備をお願いします。

**１．施設検査の概要**

* 施設検査は、特定物質（サリン等の強力な毒性物質）が存在しないことや、そのような物質を取り扱える設備等でないことを確認するために行われます。
* 検査は、製造した有機化学物質に関係する製造設備、倉庫、ラボ等を中心に検査が行われますが、特定物質の存否や取扱いの可能性等に関しては、事業所全体が検査対象です。
* 質問に対しては、簡潔かつ合理的に回答して下さい。例えば、特定の設備がなぜ存在するのかについて、「法令上の義務」、「製造工程の合理化のため」、「過去の事業で使用していたため（現在は不使用）」といったように回答することで、事業所では特定物質製造のおそれがないと検査団に納得してもらうことができます。
* 検査に際しては、検査団も企業秘密には配意してくれますが、特段の理由もなく検査を拒否すると、特定物質製造の証拠等を秘匿しているのではないか疑われ、細かな質問が多くなり、かえって時間を要することになります。

＜説明不足により問題が生じた事例＞

　　　ステンレス製の一般的な反応装置について検査団が質問したのに、事業所側は「企業秘密であるから答えられない」と回答したところ、その直後に検査団の態度が変わり、短時間で見渡して確認すれば十分な箇所を、隅々まで見て詳細な質問を行い、通常の検査よりも数倍の時間がかかった。

**２．施設検査の質問傾向**

1. 製造設備
* 検査対象の有機化学物質の製造等の方法に沿って、反応工程や装置の種類等が確認されます。検査団は、反応装置、分留装置、蒸留装置等に関心を示し、容量、材質等を質問することが見込まれます。
* マグネットポンプやキャンドポンプなどの特殊なポンプが合理的な理由も無く使われていないか、二重、三重の配管がないかなど、過剰な材質や製造装置の存否も確認されることが見込まれます。
* プラント建屋の密閉状況とその理由を問われることがあります。
* 検知器の種類と設置の理由が問われる場合があります。また、換気方法については、陽圧管理されている制御室や負圧管理されている製造建屋は、その理由を質問することが見込まれます。
* 排気方法（スクラバー、吸着設備等の有無）や排水処理方法（酸・アルカリ中和、水希釈等）も質問され得ます。
* 煙突がある場合、排ガスの燃焼処理目的かどうか質問することが見込まれます。
1. コントロールルーム

　製造管理等が分散制御システム（ＤＣＳ）か否か、何を制御しているか、あるいは、検知器もコントロールルームでモニターしているかなどを質問することが見込まれます。

1. 倉庫

申告に関係する原料・製品倉庫や資材倉庫について、保管物、換気方法、検知器等を確認されることが見込まれます。これらの構造・設備については、大気汚染防止法や消防法等の各種法令で義務付けられている場合にはそのようにご説明下さい。

1. 排水処理場

　　　 処理方法、各プラントからの配管ルート、ｐＨなどの測定項目、処理方法、放流場所、外部委託処理の有無などが質問されることが見込まれます。

1. メンテナンス・修理施設

毒性化学物質に関係する設備のメンテナンス・修理のための除害機能が施設にあるかどうか確認されることが見込まれます。

1. 品質管理ラボ、研究開発ラボ

品質管理ラボでは、製品、中間物、原料のうち何を試験しているかなどが、研究開発ラボでは、活動内容（詳細な内容ではなく、例えば、「工程改善」、「新製品の開発」、「全社のための研究か当該事業所のための研究か」といった概要）などが質問されることが見込まれます。

また、実際にラボ内を視察して分析機器の種類や反応装置の有無、ドラフトチャンバーの排気方法（活性炭吸着装置等が付いているか、直接大気放出か）、研究者の防護具（防護服やガスマスクを着用していないか）等が質問されることが見込まれます。

1. 医療施設

医務室、常駐医師、特殊な解毒剤（ＰＡＭ、アトロピン等）などの有無等について質問されることが見込まれます。一般に、医務室や薬棚などの保管内容、救急箱を直接見せると、特別な解毒剤が存在しないという理解が得られます。

1. 作業者の装備等

製造ラインの従業員が、特殊な防護服やマスク等を装着していないかなどが確認されることが見込まれます。

1. その他

生産設備等に設置している緊急シャワーや洗眼器が、水道水を使用した通常の機器であるか（特定物質用のエマージェンシーシャワーではないか）が確認されることが見込まれます。

事業所敷地や各施設のセキュリティ（出入口の数、守衛、モニター、フェンス、センサー等の有無）についても確認されることが見込まれます。

**３．記録検査**

　　 記録検査は、事業所から申告されている情報を検証する目的で、事業所名や住所等の他、製造量に関しては、日報や伝票、製造量集計システムデータ等の根拠資料を用いてどのように積み上げたら申告した年間量になるかが確認されます。検査団は、申告した年間の量と事業所の根拠データが合っているかを検証するために、以下のような方法を用います。

1. 有機化学物質の製造量の算出方法の確認

検査対象の有機化学物質の製造量の算出方法を確認します。事業所で用いている算出方法（例えば計算式）に、日報、バッチ記録の数値を当てはめるなどして、月次の製造量を確認します。この算出方法を検査団に理解してもらうことが重要です。

1. 月報等の確認

製造品目が多い場合は、２、３種類を選択（ＰＳＦがある場合は、少なくとも１種類はＰＳＦが選ばれます。）し、それらの製造量が正しく把握されているかを確認するために、製造量の積み上げのもとになった数字を、年報、月報、日報などの根拠資料まで遡って確認します。ただし、月次の数量（Appendix D）を１２ヶ月全て確認することは希で、通常は２、３ヶ月をランダムに、関連プラントを全て網羅するように選び検査します。

＜製造量集計システム等のデータで対応した事例＞

自動的に生産量等がコンピュータに集計管理され、国際的に認知された製造量集計システム（ＳＡＰ等）を導入している場合は、データをプリントアウトしたり、コンピュータ画面で直接チェックするなど、事業所にとって負担の少ない方法で数値を検証しています。独自の製造量集計システムによる説明でも結構です。

＜算出方法が不適切であった事例＞

製造量を純分換算せずに記載していたり、製造量の算出方法が担当者により異なっていたりすると、検査団が数値に疑問を持つようになります。１００％純分換算した値を記録し、かつ、算出方法を標準化しておくことが重要です。

**４．その他の検査**

1. ＧＰＳでの事業所位置の確認

検査団のＧＰＳ機器により、事業所の緯度経度を測定します。過去に申告した数値と誤差がある場合、測定場所、機材が違うなどの説明が求められます。

1. 事業所内にある他社・事業所外部門の確認

敷地内に協力会社等の他社の土地や建屋、設備等がある場合は、検査対象事業所と別組織であることを、登記簿謄本や賃貸借契約書等の書類、当該建物の看板表記、会社案内等で確認します。

1. 事業所で扱う化学物質の確認（Appendix E）

特定物質が存在しないこと、未申告の指定物質が存在しないことを確認するため、事業所で扱う化学物質全般について質問されることが見込まれます。製品・原料・試薬など事業所内で取り扱う化学物質をまとめたAppendix E（ＣＡＳ番号、化学物質名称等）等を利用してご説明いただきます。

**Ⅸ．報告書の修正・確認**

　検査団は、施設検査及び記録検査終了後、検査結果の暫定報告書（案）を作成します。報告書案が日本側に提示されたら、事業所と立会団でその内容の確認を行い、必要な修正を求め、暫定報告書が完成します。

　確認に当たっては、

・記載内容（数値等含む）は事実として正しいか

・企業秘密が記載されていないか

に留意する必要があります。

暫定報告書には、検査団の代表と立会団の代表とが署名します（検査は事業所について行われますが、ＯＰＣＷとしては、条約締約国に対する検査との位置付けのため、事業所の代表者は署名しません）。

検査団の帰国後、最終報告書が提示されます。その際内容を確認し、事実関係など誤りがあれば指摘することは可能です。

なお、報告書は対外公表されるものではありません。事業所に対して検査が行われたことは、ＯＰＣＷ、経済産業省、ＮＩＴＥ以外の組織・団体に知られることはありません（なお、事業所のご判断で自主的に公表されることを妨げるものではありません）。

別添１

ＰＩＢ資料ひな形（案）

Pre-inspection Briefing

METI CHEMICAL CO., LTD.

YY PLANT

DD MMM 2023

Contents:

1. Location of the Plant Site and Airport
2. Vicinity of the Plant Site and Hospitals
3. Outline of the Company and the Plant Site (As of DD MMM 2023)
4. Organisation of the Plant Site
5. Layout of the Administration Office
6. General Layout of the Plant Site and

Route map for the site tour

1. Health and Safety Regulations
2. Summary of DOC / PSF Production by plants in 2022

Appendix A: List of the site representatives

Appendix B: Plant description

Appendix C: Facility description

Appendix D: Monthly production summary

Appendix E : All handling chemical list

　1. Location of the Plant Site and Airport

*N*

**Ｘ**

**METI Chemical Co., Ltd., YY PLANT**

**(Lat. 36° 45’ 22” N, Long. 138° 32’ 02” E)**

**Fukuoka Airport**

**Ｘ**

**Ｘ**

**Kansai International Airport**

**Chubu Centrair International Airport**

**Ｘ**

**Narita International Airport**

**Ｘ**

**Ｘ**

**New Chitose Airport**



**Fukuoka Airport**

**Ｘ**

Source: Geospatial Information Authority of Japan website

2. Vicinity of the plant site and Hospitals

XX Station

**③**

Japan Railways Line

*N*

Shitetsu Line

Route 55

**METI CHEMICAL CO., LTD., YY PLANT**

AA River

XX High School

Park

**①**

YY Station

**②**

XX Elementary School

XXX Expressway

XXX Bay

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **Hospital** | **Location** | **Distance** | **Required Time** |
| ABC City Hospital |  | 1.0 km | About 5 min. by car |
| DEF General Hospital |  | 1.3 km | About 7 min. by car |
| GHI Hospital |  | 1.5 km | About 8 min. by car |

3. Outline of the Company and the Plant Site (as of DD MMM 2023)

1. Outline of the Company

* Name of the Company:
* Address of the head office:
* Establishment:
* Capital amount (yen):

2. Outline of the Plant Site

* Name of the Plant Site:
* Address:
* Location:
* Total area: XX ha.
* Establishment: MMM, 19XX
* Employees:
* Working time:
* Accredited Certifications:
* Features and Main Products:

4. Organisation of the Plant Site

General Manager

Management Department

Technical Department

Manufacturing Department

General Affairs Section

Purchasing Section

Accounting Section

Quality Assurance Section

Research and Development Section

Analysis Section

Maintenance Section

Production Section 1

Production Section 2

5. Layout of the Administration Office

: DOC/PSF Production Section(s)

: Quality Control Section(s) for DOC/PSF

Restrooms

Smoking
Area

Clinic

Locker Room

IT Room

Meeting Room

Gentlemen

(Ladies)

Ladies

Emergency Exit

2F

Stairs

Office room

Stairs

Restrooms

Conference room

Gentlemen

Vending Machines

Dining Hall

Ladies

1F

Emergency Exit

Stairs

Office room

Entrance Hall

6. General Layout of the Plant Site and Route map for the site tour

Shaded parts ( ) show off-limits area.

CONFIDENTIAL

REPRODUCTION PROHIBITED

Maintenance Yard

Evacuation Area

GS1 Plant

Tank Yard

QC Laboratory (2F)

Administration Building

Approximately 60 m

GS2 Plant

Administration Office (1F) /

Clinic (2F)

Utility Facilities

West Gate

AA Plant

Guard

Warehouse

(Product/
Raw Material)

Incineration Facility

PY Plant

Other

Company

Inorganic Plant

Main Gate

AB Plant

Waste Water Treatment

Parking Space

Dot line parts ( ) show declared plants.

Horizontal line part ( )shows evacuation area.

Diagonal lined part ( ) shows an area which does not belong to this plant site. (e.g. other company)

Approximately 120 m

7. Health and Safety Regulations

METI Chemical Co., Ltd., YY Plant

1. Entry to the Plant Site

(a) Alcoholic drinks shall not be brought on to the plant site.

 (b) Anyone who is drunk shall be prohibited from entering the plant site.

(c) Dangerous equipment or substances shall not be brought on to the plant site.

 (d) The Inspection Team shall be escorted by representative(s) of the Inspected State Party, when it enters or leaves the plant site.

2. Administration Office

 (a) The Inspected State Party will indicate the areas that are available to the Inspection Team in the pre-inspection briefing. Access to other parts of the office is subject to the approval of the Inspected State Party.

 (b) Smoking is permitted only in the designated areas.

 (c) Use of fire or electricity without permission is prohibited.

3. Plant Area

 (a) Bringing ignition sources and hazardous materials into the plant area is prohibited.

 (b) Use of fire or electricity without permission is prohibited.

 (c) Access to the plant by the Inspection Team is allowed in the presence of the representative(s) of the Inspected State Party, and the Inspection Team shall follow the directions of the plant site personnel.

 (d) The Inspection Team shall not operate and/or touch any equipment, instruments, raw materials or products belonging to the plant site in any area of the plant.

 (e) Use of equipment that generates electricity (static) or sparks in the plant area is restricted to the explosion-proof type. If the Inspection Team deems it necessary to use such equipment, its use shall be subject to the approval of the Inspected State Party. Use of mobile phone is prohibited in the plant area.

 (f) In general, entering the following area is prohibited:

 1) Where there are suggestions of, or signs indicating, “Danger” or “No Entry”.

 2) Where heavy-load machines are in operation.

 3) Where welding operations using gas or electricity are taking place.

 4) Where equipment is being dismantled.

 5) Where equipment is being operated.

 6) Where construction is under way.

 7) Inside of apparatuses or pits.

 If the Inspection Team deems it necessary to inspect any of the above-mentioned areas, such inspection is subject to negotiations between the Inspected State Party and the Inspection Team.

4. Medical Assistance

 To facilitate medical assistance to be provided by the Inspected State Party, the Inspection Team leader shall inform the Inspected State Party of the kind and extent of the medical care needed by the sick or injured Inspection Team member. The Inspected State Party will provide the requested medical care to the extent possible.

5. Evacuation Procedures

 The Inspection Team shall obey the directions of the plant site personnel. The designated evacuation point will be indicated in the pre-inspection briefing.

Date:

Signature:

**Summary は別添のエクセル版にご記入下さい。**

Appendix A: List of the site representatives

|  |  |
| --- | --- |
| Name | Title |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

Appendix B: Plant description

**Appendix Bは別添のエクセル版にご記入下さい。**

CONFIDENTIAL

Appendix C: Facility description

**Appendix Cは別添のエクセル版にご記入下さい。**

CONFIDENTIAL

**Appendix Dは別添のエクセル版にご記入下さい。**

Appendix D : Monthly production summary

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

**Appendix Eは別添のエクセル版にご記入下さい。**

Appendix E : All handling chemical list

別添２

ＰＩＢ資料ひな形（案）

**【記載説明・注意事項】**

Pre-inspection Briefing

資料は、基本的にはＡ４版でお願いします。

文字がかなり小さくなる等の場合は、当該ページをＡ３版にしていただければ幸いです。

ホチキス止めにして下さい。

この資料は、検査を受ける時点の実態に即して作成してください。国際申告書面の記載に実態に即していない情報がある場合は、その情報についてあらかじめ立会団へお知らせ下さい。

METI Chemical Co., Ltd.

国際申告書面に届出したPlant Site名を記載して下さい。

YY PLANT

検査初日の日付を記載して下さい。例：17 January 2023

DD MMM 20XX

Contents:

1. Location of the Plant Site and Airport
2. Vicinity of the Plant Site and Hospitals
3. Outline of the Company and the Plant Site (As of DD MMM 20XX)

例：17 January 2023

1. Organisation of the Plant Site
2. Layout of the Administration Office
3. General Layout of the Plant Site and

Route map for the site tour

1. Health and Safety Regulations
2. Summary of DOC / PSF Production by plants in 20XX

例： 2022

Appendix A: List of the site representatives

Appendix B: Plant description

Appendix C: Facility description

Appendix D: Monthly production summary

Appendix E : All handling chemical list

1. Location of the Plant Site and Airport

事業所及び空港位置図

*N*

方位を忘れずに入れて下さい。

**Ｘ**

緯度経度は、原則、直近に届出された国際機関申告書面と同じ数字にして下さい。

**METI Chemical Co., Ltd., YY PLANT**

**(Lat. 36° 45’ 22” N, Long. 138° 32’ 02” E)**

**Fukuoka Airport**

**Ｘ**

**Ｘ**

**Kansai International Airport**

**Chubu Centrair International Airport**

**Ｘ**

**Narita International Airport**

**Ｘ**

**Ｘ**

**New Chitose Airport**



**Fukuoka Airport**

**Ｘ**

今回検査団が入出国で使用しない空港は削除して下さい（検査団の入出国空港は、通告連絡元の経済産業局担当者にお問い合わせ下さい）。

Source: Geospatial Information Authority of Japan website

2. Vicinity of the plant site and Hospitals

事業所周辺と病院

Shitetsu Line

Route 55

**①**

主要な病院の病院名、事業所からの距離及び所要時間を記載して下さい（工場での事故・災害等で救急搬送される可能性があるものだけで結構です。）

XX Station

**③**

XX High School

Japan Railways Line

*N*

方位を忘れずに入れて下さい。

**METI Chemical Co., Ltd., YY PLANT**

AA River

事業所周辺の鉄道、主要道路、河川や、主要な公の施設（市役所、公園、学校、病院等）を記載して下さい。

Park

YY Station

**②**

XX Elementary School

XXX Expressway

XXX Bay

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **Hospital** | **Location** | **Distance** | **Required Time** |
| ABC City Hospital | ① | 1.0 km | About 5 min. by car |
| DEF General Hospital | ② | 1.3 km | About 7 min. by car |
| GHI Hospital | ③ | 1.5 km | About 8 min. by car |

3. Outline of the Company and the Plant Site (as of DD MMM 20XX)

会社と事業所の概要（○年○月○日時点）

例：17 January 2023

1. Outline of the Company

最新時点での情報をご記載願います。国際申告書類の記載内容から変更が生じている場合は、そのご説明を簡単に追記願います。

会社概要

* Name of the Company:

社名

METI Chemical Co. Ltd.

本社住所

〒、JAPANは不要

* Address of the head office:
* Establishment:

設立年月日

事業所概要

* Capital amount (yen):

事業所名、会社名等は、原則、直近で届出された国際機関申告書面の書きぶりと同じ記載として下さい。

資本金

2. Outline of the Plant Site

事業所名

* Name of the Plant Site:

（事業所の）位置。事業所がどのような地理的環境にあるかを簡単にご記載願います（例えば、住宅地内や工場地帯の一角、川のとなり、駅・市役所からの距離、入国した空港からの直線距離、位置など）。

YY PLANT, METI Chemical Co., Ltd.

事業所住所

* Address:
* Location:

Situated in a residential area along the AA River, X km south of the JR line BB station, XX km west of ZZ City Hall, XXX km east of the YY Airport

* Total area: XX ha

事業所面積

事業所操業開始年月。例：April, 1973

* Establishment: MMM, 19XX(20XX)

勤務時間。一般事務の勤務時間、（製造部門等で交代勤務がある場合はその時間）をご記載下さい。

事業所従業員数

* Employees:
* Working time: 8:30 ~ 17:00　（Production section 24hr 7days/week, 3shifts)
* Accredited Certifications: ISO9001:2015、ISO14001:2015

認定を受けているＩＳＯ認証等をご記載下さい。( )は規格版

* Features and Main Products:

事業所の特徴と主要製品（届出の製品分類コードに該当するものを含む）は簡単にご記載下さい。事業所で英語のＷＥＢ情報があれば、参照して下さい。

4. Organisation of the Plant Site

「検査対象」事業所の組織図

（会社全体の組織図ではありません。）

General Manager

Management Department

Technical Department

Manufacturing Department

General Affairs Section

Purchasing Section

Accounting Section

Quality Assurance Section

Research and Development Section

Analysis Section

Maintenance Section

Production Section 1

Production Section 2

管理部

技術部

製造部

DOC/PSF生産部門

DOC/PSF品質管理部門

5. Layout of the Administration Office

事業所長

DOCのみ生産されている事業所の場合は、PSFに係る記載や記載欄を削除して下さい。

: DOC/PSF Production Section(s)

: Quality Control Section(s) for DOC/PSF

製造二課

総務課

購買課

会計課

品質保証課

研究開発課

分析課

保全課

製造一課

届出情報に関わる部門（DOC/PSFの製造担当部署、QC）は、強調表示にして下さい。

お名刺の英語表記、Appendix Aの対応者リストの記載とも整合するように作成して下さい。

Gentlemen

検査団作業室

女性用更衣室

会議室(検査会場)

トイレ

喫煙場所

事務所内の配置図

Restrooms

Ladies

Smoking
Area

Locker Room

Clinic

IT Room

Meeting Room

(Ladies)

非常口

Emergency Exit

2F

Office room

Shaded parts ( ) show off-limits area.

自販機がありましたら、ご記載願います。

食堂

Conference room

Restrooms

Stairs

Stairs

Gentlemen

Vending Machines

Dining Hall

Ladies

1F

非常口

Emergency Exit

入り口ホール

Office room

Stairs

Entrance Hall

6. General Layout of the Plant Site and Route for the site tour

斜線は立ち入り禁止場所：

（事務所、検査で使用しない会議室、応接室　等）

通常、レイアウト図は機密情報としています

CONFIDENTIAL

Administration Building

Administration Office (1F) /

Clinic (2F)

メンテナンスヤード

届出された国際申告書面に記入されたプラント数を構成する設備は、８．Summaryのプラント名称と整合するよう、明確に表示して下さい。概略図ではなく、事業所レイアウトと正確に合致するものを用意して下さい。

ルート案は、申告プラント前は必ず通るようにし、排水処理施設、焼却施設の前も通るように計画して下さい。

研究センター/品管ラボ。研究部署、品質管理ラボがある場合は明示して下さい。

非常時における避難場所

方位を忘れずに入れて下さい。

事業所配置図とサイトツアー経路図

**メンテヤード**

Ａ４判にした際に地図が見づらくなる場合は、このページは” See attached layout drawing”等と記入し、拡大して添付することが可能です。

Maintenance Yard

Evacuation Area

GS1 Plant

Tank Yard

QC Laboratory (2F)

Approximately 60 m

電力等ユーティリティ施設

GS2 Plant

事業所敷地内に、(事業所の権限が及ばない)他社がある場合は、「Other Company」など、その旨明記して下さい。

Utility Facilities

事務棟。医務室がある場合は明示して下さい。

西門。（通常閉鎖している門も含めてすべての門を記載して下さい。）

West Gate

倉庫

(製品/原料)

守衛所

焼却施設

Warehouse

(Product/
Raw Material)

AA Plant

Guard

事業所敷地の幅を記載して下さい。

Other

Company

正門

PY Plant

Incineration Facility

事業所の境界線がわかるように記載して下さい**。**

Inorganic Plant

Main Gate

AB Plant

Waste Water Treatment

排水処理施設、焼却施設を明示して下さい。

駐車場

海や川などと接している場合、その名称を記載して下さい。また、バースなどがある場合は明記して下さい。

Parking Space

機能別に色分けして下さい。

構内他社、管理棟、対象Plant、対象外Plant、メンテナンス、ラボ、倉庫、ユーティリティ　等

倉庫　等

事業所敷地の幅を記載して下さい。

Dot line part ( ) show declared plants.

申告プラント

Approximately 120 m

Horizontal lined part ( ) shows evacuation area.

Diagonal lined part ( ) shows an area which does not belong to this plant site. (e.g other company)

避難場所

7. Health and Safety Regulations

健康と安全規則

METI Chemical Co., Ltd. YY Plant

事業所から検査団に対して示す健康と安全上の禁止事項や留意事項です。

1. Entry to the Plant Site

(a) Alcoholic drinks shall not be brought on to the plant site.

 (b) Anyone who is drunk shall be prohibited from entering the plant site.

(c) Dangerous equipment or substances shall not be brought on to the plant site.

 (d) The Inspection Team shall be escorted by representative(s) of the Inspected State Party, when it enters or leaves the plant site.

2. Administration Office

 (a) The Inspected State Party will indicate the areas that are available to the Inspection Team in the pre-inspection briefing. Access to other parts of the office is subject to the approval of the Inspected State Party.

**健康と安全規則の内容（邦文）～参考**

１．事業所への立ち入り

 (a)アルコール飲料の事業所への持ち込みは禁止。

 (b)酒に酔って事業所に立ち入ってはならない。

 (c)危険物を事業所に持ち込んではならない。

 (d)検査団が事業所に入場又は退出する際には、被検査国の代表者の付添があること。

２．事務所

 (a)事前説明の際、被検査国は検査団が使用できる部屋・場所を示す。事務所の他の部分への立ち入りは、被検査国の承認が必要。

 (b)喫煙は指定場所でのみ許可。

 (c)許可なく火気及び電気の使用は禁止。

３．プラント

 (a)火気及び危険有害性物質のプラントへの持ち込み禁止。

 (b)許可なく火気及び電気の使用は禁止。

 (c)検査団によるプラントへの立ち入りは、被検査国の代表者の立会のもとに許可され、検査団は事業所の従業員の指示に従うこと。

 (d)プラントのいかなる場所においても、検査団は事業所の機器、装置、原料物質、製品に触れ、又は操作してはならない。

 (e)プラント内での電気（静電気）及びスパークを発生する機器の使用は防爆タイプのみに限られる。防爆タイプでない機器の使用は被検査国の代表者の承認が必要。プラント内での携帯電話の使用は禁止。

 (f)原則として、以下の地域及び場所への入場は禁止。

　1)「危険」又は「立入禁止」の表示がある場所

　2)重機が稼働している場所

　3)ガス又は電気での溶接作業が行われている場所

　4)装置の取り外し作業が行われている場所

　5)装置が稼働中の場所

　6)建設作業中の場所

　7)容器又はピットの内部

　検査団が上述の場所を検査する必要があると考える場合には、被検査国と検査団との協議により検査活動の条件を決定する。

４．医療援助

被検査国が医療援助を提供しやすくするため、検査団長は、傷病を負った検査団員について、必要な医療の種類・程度を被検査国に知らせ、要請しなくてはならない。被検査国は可能な限り要請された医療を提供・準備する。

５．避難手順

検査団は、事業所の従業員の指示を遵守しなくてはならない。避難指定場所は事前説明の際に示す。

 (b) Smoking is permitted only in the designated areas.

 (c) Use of fire or electricity without permission is prohibited.

3. Plant Area

 (a) Bringing ignition sources and hazardous materials into the plant area is prohibited.

 (b) Use of fire or electricity without permission is prohibited.

 (c) Access to the plant by the Inspection Team is allowed in the presence of the representative(s) of the Inspected State Party, and the Inspection Team shall follow the directions of the plant site personnel.

 (d) The Inspection Team shall not operate and/or touch any equipments, instruments, raw materials or products belonging to the plant site in any area of the plant.

 (e) Use of equipment that generates electricity (static) or sparks in the plant area is restricted to the explosion-proof type. If the Inspection Team deems it necessary to use such equipment, its use shall be subject to the approval of the Inspected State Party. Use of mobile phone is prohibited in the plant area.

 (f) In general, entering the following area is prohibited:

 1) Where there are suggestions of, or signs indicating, “Danger” or “No Entry”.

 2) Where heavy-load machines are in operation.

 3) Where welding operations using gas or electricity are taking place.

 4) Where equipment is being dismantled.

 5) Where equipment is being operated.

 6) Where construction is under way.

 7) Inside of apparatuses or pits.

 If the Inspection Team deems it necessary to inspect any of the above-mentioned areas, such inspection is subject to negotiations between the Inspected State Party and the Inspection Team.

4. Medical Assistance

 To facilitate medical assistance to be provided by the Inspected State Party, the Inspection Team leader shall inform the Inspected State Party of the kind and extent of the medical care needed by the sick or injured Inspection Team member. The Inspected State Party will provide the requested medical care to the extent possible.

5. Evacuation Procedures

 The Inspection Team shall obey the directions of the plant site personnel. The designated evacuation point will be indicated in the pre-inspection briefing.

Date:

空欄のままで結構です。（入国手続き時に検査団に説明しサインをもらう予定です。）

Signature:

DOC対象外のポリマー等は削除して下さい。

「“PSF\*”はP,SまたはFを含む化学物質であるが、そのプラントごとの生産量が30トンを超えなかったものである。」

通し番号

本ページでは、事業所において合成により生産している全てのDOC/PSFの昨年生産量（1月～12月）を一覧にしてまとめます。（年度（4月～3月）の生産量ではありませんのでご注意下さい。）

DOC又はPSFのどちらかのみ生産されている事業所の場合は、生産されていない方の記載欄や記載を削除して下さい。

PSF及びPSF\*は網掛けなどの強調表示が望ましいです。

製造が無い場合はーとして下さい。

20XX年（注：検査対象年で作成して下さい）におけるプラントごとのDOC/PSF物質生産一覧

DOC生産総量

PSFプラント数。この欄では、PSF 物質ごとで30tを超えたプラントのみカウントします。

DOCプラント数(PSF含む)

この数値が国際機関申告書面情報の根拠となります**。**

有効数字3桁で記載して下さい。

単位

空欄行・列ができた場合は、その行・列ごと削除して下さい。

DOCとPSFの区別。

なお、P, SまたはFを含む物質であって、プラントごとの生産が30tを超えていないものについては、 “PSF\*”として下さい。

これらの数が国際機関申告書面情報の根拠となります**。**

製品分類コード番号

プラント名。実際のプラント名称で記載して下さい。

CONFIDENTIAL

機密情報。機密情報ではない場合は不要です。

PSFプラント数の内訳。こちらは、上の段のPSFプラント数の内訳となります。PSF 物質ごとで30tを超えたプラントで生産されたすべてのPSF生産量（30t以下のPSFも含む）で分類します（上のGS2の例：18.0+1624t+498t=2140t→「1,000≦P<10,000t」に「レ」）。

化学名

製品名

Appendix A: List of the site representatives

事業所代表者（対応者）リスト

|  |  |
| --- | --- |
| Name | Title |
| Mr. KEIZAI Taro | General Manager |
| Ms. KEIZAI Hanako | Management Department Manager |
| 姓（すべて大文字）名（最初の一文字を大文字、あとはすべて小文字に）の順で記載して下さい。 | それぞれご所属、ご役職を記載ください。組織名は組織図名称と合わせて下さい。 |
|  |  |
| メンバーは、PIB説明時に出席される主要な方だけで結構です。 |  |
|  |  |
|  |  |

Appendix B: Plant description

Plant概要

表を参考に申告対象のPlantの詳細について記載して下さい。

CONFIDENTIAL

プラントの建屋構造、排気方法等を記載して下さい。

事業所で使用しているプラント名を記載して下さい。

Stainless steelの場合、略号としてSSを記載下さい。

反応器の他、遠心分離器や中間タンク等の材質を記載して下さい。

プラントの目的を記載して下さい。

プラントの付帯インフラとして、制御室、スクラバー、精留塔、タンク、工程ラボ等の他、検知器について記載して下さい。

反応タイプ

（Addition、Condensation等）

反応プロセス

（バッチ式／連続式）

反応ステップ

（原料投入→反応→抽出→乾燥　等）

を記載して下さい。

Appendix C: Facility description

CONFIDENTIAL

施設概要

申告対象Plant以外の施設詳細について記載して下さい。

表を参考に、保管場所（一般倉庫・ストレージエリア）、

廃棄物施設（排水や排ガス処理施設）メンテナンスエリア、ユーティリティ、実験室、医務室も記載して下さい。

有機化学物質対象外Plantの目的（混合、精製、ポリマー合成等）を記載して下さい

排水処理や排ガス処理は測定項目を記載して下さい

検知機についても記載して下さい。

排水処理、排ガス処理はフローを記載して下さい。

Appendix D: Monthly production summary

有効数字3桁で記載して下さい。

CONFIDENTIAL

月次サマリー

8.の年次サマリーを月次に展開したものになります。

Appendix E : All handling chemical list

CONFIDENTIAL

取扱い化学物質

製品、原料、試薬等、貴事業所で取り扱っている化学物質を全て上げて下さい。

ＣＡＳＲＮが記載されているデータベース等があれば、検査ではそれを確認致します。

 　　　　　　　　　　別添３

事業所と通訳会社間における

秘密保持誓約書ひな形

令和　　年　　月　　日

秘密保持誓約書

　　事業所名：

　　所在地　：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 所属機関：株式会社エァクレーレン

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　　名：　 　　印

　査察期間中、貴社（　　　　　　　　）における通訳業務に従事する際に、私（氏名：通訳者　　　　　　　　　　　　　）が知ることとなる貴社の情報については、業務遂行中はもちろん、業務終了後においても、当該の業務目的以外には、知り得た情報を開示しないことを誓約致します。

　ただし、貴社は、私（氏名：通訳者　　　　　　　　　　　　　　）が既に入手している情報や開示権を有する他の情報源から合法的に得た情報に関しては、私の秘密保持義務は生じないものであることを了解していることと致します。

　本誓約書は２通作成することとし、１通は「　　　　　　　　　　　」が、もう１通は「株式会社エァクレーレン」が所持することと致します。

上記誓約書に同意し、本誓約書を受領致します。

 所在地：

　　　　　　　　　会社名：

　　　　　　　　　代表者： 印

　　　　　　　　　職　位：

別添４

チェックリスト

＊このチェックリストは、ＯＰＣＷの国際検査（査察）を受け入れる準備が整っているかどうかを確認するためのものです。検査に立ち会う経済産業省・ＮＩＴＥの職員と連携し、受け入れまでに必要な準備をしていただくようお願いします。

＜確認事項＞

・　事業所（や最寄りのコンビニ等に）にファックス、コピー機はありますか？

・　検査団・立会団合計１０名程度の昼食の手配（仕出し弁当、社員食堂等）は可能ですか？

・　届出書類記載の事業所の緯度・経度情報は、事業所のどこで測定した結果ですか？

・　事業所内で、（検査団・立会団が持参する）安全靴、ヘルメット以外の安全装備が必要な場所はありますか？また、それらの装備は検査団・立会団に貸与していただくことは可能ですか？

* 秘密保持の観点から、検査団に見せられない（見せたくない）施設・設備はありますか？
* 事業所の敷地内に、（検査対象外である）別会社・子会社の施設や設備はありますか？
* （別会社・子会社の施設や設備がある場合）登記簿謄本、賃貸契約書類等そのことが確認できる書類はありますか？
* 貴事業所が申告事業所と同一であると証明するISO認証書、公的文書（許認可等の書類）はありますか？
* （過去に国際検査を受けたことがある事業所の場合）当時の状況は、当時の担当者から聴取するなど、しっかり把握できていますか？
* 実際に国際検査が行われる場合、どなた（方）が対応するか決まりましたか？

* サイトツアーはどのような経路で実施するのが効率的か決まりましたか？
* 国際検査の際に必要となる各部屋は、確保できますか？
* 国際検査の際に必要となる各記録・資料は、準備できましたか？（準備できる目処が立ちましたか？）
* 各施設や設備、原料や製品等について、スペック、存在理由等、国際検査において質問を受けることが想定される内容に的確に答えられますか？
* 国際検査の際には、別紙３の通訳秘密保持誓約書を利用しますか？
* 事業所内で、立会団が持ち込む予定の別紙の通信機器（非防爆仕様）は使用してよいですか？
* 国際検査について、何か質問はありますか？

＜別紙＞

　立会団が持ち込む予定の無線機のスペック（現状の例）

|  |  |
| --- | --- |
| 携帯型**送信**機 |  |
| メーカー | TOA株式会社 |
| 型番 | WM-1100 |
| 電源 | DC 1.2V (ニカド電池)、DC 1.5V (乾電池) |
| 無線局の種類 | 特定小電力無線局ラジオマイク用無線設備 |
| 電波型式 | F3E |
| 送信周波数 | 322.025～322.150MHz、322.250～322.400MHｚ25kHz間隔 13チャンネル |
| 送信出力 | 1mW |
| 発信方式 | 水晶制御PLLシンセサイザ方式 |
| トーン周波数 | 14.80kHz、14.75kHz (2チャンネルのうち1チャンネル) |
| 総合周波数特性 | 200～5,000Hz (携帯型送信機→携帯型受信機)150～6,000Hz (携帯型送信機→卓上型受信機、据置型受信機、ワイヤレススピーカ) |
| プリエンファシス | 50μs |
| 入力レベル | -50ｄB\* (感度-Hi) / -44dB\* (感度-Lo) |
| 使用電池 | 専用充電電池WB-1100×1 又は 単3形アルカリ乾電池×1 |
| 電池持続時間 | 約10時間 (専用充電電池使用時)約20時間 (単3形アルカリ乾電池使用時) |
| 使用温度範囲 | -10℃～+40℃ |
| 寸法 | 63(W)×163.6(H)×32.5(D)mm |
| 質量 | 118g (電池含む) |
| 図面 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 携帯型**受信**機 |  |
| メーカー | TOA株式会社 |
| 型番 | WT-1100 |
| 電源 | DC 1.2V (ニカド電池)、DC 1.5V (乾電池) |
| 無線局の種類 | 特定小電力無線局ラジオマイク用無線設備 |
| 電波型式 | F3E |
| 受信周波数 | 322.025～322.150MHz、322.250～322.400MHｚ25kHz間隔 13チャンネル |
| 受信方式 | ダブルスーパーヘテロダイン方式 |
| 受信感度 | S/N 25dB以上 (7dBμVEMF入力、偏移 ±2.25kHz)受信(スケルチ)感度切替 Hi:5dBμVEMF、 Lo:15dBμVEMF |
| トーン周波数 | 14.80kHz、14.75kHz (2チャンネルのうち1チャンネル) |
| 総合周波数特性 | 200～5,000Hz (携帯型送信機→携帯型受信機)150～6,000Hz (卓上型受信機→携帯型受信機) |
| ディエンファシス | 50μs |
| 出力レベル | 4mW (16Ω負荷、10%歪率時) |
| 機能 | チャンネルスキャン機能 |
| 使用電池 | 専用充電電池WB-1100×1 又は 単3形アルカリ乾電池×1 |
| 電池持続時間 | 約10時間 (専用充電電池使用時)約20時間 (単3形アルカリ乾電池使用時) |
| 使用温度範囲 | -10℃～+40℃ |
| 寸法 | 62(W)×163.6(H)×32.5(D)mm |
| 質量 | 120g (電池含む) |
| 図面 |  |